医療情報取得加算について

当院は、オンライン請求およびオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナンバー保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

そのため、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	診療報酬点数
初診	１点
再診 （３か月に１回）	１点

正確な情報を取得・活用するため、マイナンバー保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いいたします。

令和６年１２月

川崎市立川崎病院